

(健Ⅱ215F)
平成31年2月19日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

麻しん発生報告数の増加に伴う注意喚起について

今般、関西地方で麻しん患者数の増加が報告されていることから、厚生労働省より本会に対して別添の協力方依頼がありました。

本件は、今後、広範な地域において麻しん患者が発生し、医療機関を受診する可能性があることから、医療機関に対して、発熱や発しんを呈する患者を診察した際は、麻しんを意識した診療を行うこと、麻しんと診断した場合には、速やかに届け出るとともに院内感染予防対策を講じることを依頼するものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。



健感発 0218 第 1 号
平成 31 年 2 月 18 日

公益社団法人日本医師会
感染症危機管理対策室長 釜 范 敏 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

麻しん発生報告数の増加に伴う注意喚起について（協力依頼）

麻しんについては、平成 27 年 3 月 27 日付けで、世界保健機関西太平洋地域事務局により、日本が排除状態にあることが認定されました。その後も海外で感染した麻しん患者を契機とした国内での感染の拡大事例が散見されております。

今般、関西地方で麻しん患者数の増加が報告されています。今後、麻しん患者の移動等により、広範な地域において患者が発生し、医療機関を受診する可能性がありますので、貴会におかれましても、貴会会員に対し、下記について広く周知していただきますようお願いいたします。

記

- 1 発熱や発しんを呈する患者を診察した際は、麻しんの可能性を念頭に置き、海外渡航歴及び国内旅行歴を聴取し、麻しんの罹患歴及び予防接種歴を確認するなど、麻しんを意識した診療を行うこと
- 2 麻しんと診断した場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、都道府県知事等へ直ちに届け出るとともに、麻しんの感染力の強さに鑑みた院内感染予防対策を実施すること

参考 1：医療機関での麻疹対応ガイドライン 第七版（国立感染症研究所感染症疫学センター）

https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/measles/guideline/medical_201805.pdf

参考 2：麻しんとは（厚生労働省）

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou_kekkaku-kansenshou/measles/index.html